

企業型DC(確定拠出年金)制度と給与明細の用語解説

1. そもそも「企業型DC(確定拠出年金)」とは？

企業型DC(Defined Contribution)とは、会社が支援して従業員が自ら退職金・老後資金をつくる税制優遇つきの資産形成制度です。毎月積み立てる金額(掛金)を自分で決め、投資信託や定期預金などで運用し、60歳以降に給付金として受け取ります。

① 税金・社保の優遇

積立金は所得税・住民税・社会保険料
がかかりません

② 運用益も非課税

運用で得た利益にも税金がかかりませ
ん

③ 自分の口座で管理

退職・転職しても自分の資産として移
管可能です

2. 給与明細の新しい用語の解説

支給欄の変更

① 生涯設計手当 (ライフプラン手当)

「将来の蓄え(企業型DC)に回すか、今のお給料として受け取るかを従業員自身が選べる手当」です。
これまでの基本給の一部を組み替えたもので、企業型DCへの加入・未加入に関わらず対象者に一律支給されます。

- ・正社員：月額 55,000円（加入・未加入問わず一律）
- ・パート：時給 400円（加入・未加入問わず一律）

【生涯設計手当の使い道】

企業型DCへ加入される方は、この生涯設計手当の中からご自身が設定した金額（例：月10,000円等）を「確定拠出年金掛金」として積み立てに回します。

※未加入の方、および掛け金を差し引いた残額は、そのまま毎月の給与として受け取ります。

控除／振替欄の変更

② 確定拠出年金掛金 (DC掛金)

「生涯設計手当の中から、将来の資産形成(DC口座)へ積み立てるために拠出した金額」です。

- ・将来のための積立金：加入者が自分で設定した申込み金額が毎月DC口座へ積み立てられます。給与明細上では「手当から積立口座へ直接回した分」として、支給欄等でマイナス表示（－）されます。
- ・非課税の対象：積立額は所得税・住民税・社会保険料の対象外となるため、節税効果があります。

● 残業代(割増賃金)の計算への影響について

基本給の一部が「生涯設計手当」に分かれていますが、残業代の計算基礎には「基本給 + 生涯設計手当」の合算額がそのまま使用されます。

手当化によって残業代の単価が下がるなどの不利益は一切生じませんのでご安心ください。